

平成22年度 第2回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 議事録

1 日時 平成22年10月19日(火) 午前10時00分から12時38分まで

2 場所 Qiball(きぼーる)11階 社協大会議室

3 委員 神山委員 高梨委員 高山委員 玉井委員 成田委員
太田委員 田中委員 松菌委員 渡辺委員 長岡委員
赤間委員 武井委員 原田(雅)委員 原田(正)委員 武委員
岡本委員 飯野委員 小泉委員 津田委員
※ 27名中19名の委員が出席

4 事務局 保健福祉局 生田次長
" 地域福祉課 矢澤課長 時田課長補佐 及川係長
【関係者】各区保健福祉センター等所長(6名)
千葉市社会福祉協議会 事務局長
" 各区事務所長(6名)

5 傍聴人 なし

6 資料 別添のとおり

7 議事

(1) 開会

○事務局(時田補佐) 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から、平成22年度第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催させていただきます。私、本日の司会を務めさせていただきます地域福祉課の時田でございます、よろしくお願いたします。まず、始めに御報告でございますが、当審議会は、千葉市社会福祉審議会設置条例第6条第3項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は、委員総数27名のうち19名の御出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、この審議会につきましては、千葉市情報公開条例第25条の規定により、公開となりますので、御承知おきのほどよろしくお願いいたします。

それでは、机上に配布させていただいております資料の確認をお願いいたします。A4の資料で、上から順に次第、タイムスケジュール(案)、席次表、委員名簿、A3版で資料1、A4版で綴りました資料2、A3版で資料3、A4版の市民説明会資料、その他に、ファイルに綴じました地域福祉計画の関係書類一式と、前回、7月21日開催の第1回分科会の議事録を置かせていただいております。不足等ございませんでしょうか。不足がないようでしたら、ここからの進行を松菌会長にお願いしたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

○松菌会長 おはようございます。会長をやっております松菌でございます。いつも議論の時間が短くなってしまって申し訳ございません。本日はたいへん大事な計画の策定段階になっておりますので、既にいただいている御意見等をふまえて、議論を高めていきたいと思っております。会議前にこのへんで、ごちよごちよ協議をしております、まだこちらの協議が行き届いていない状況ですが、よろしく申し上げます。

では、次第に従いまして、生田保健福祉局次長から委員の皆様にお挨拶をお願いいたします。

(2) 千葉市保健福祉局次長挨拶

○事務局(生田保健福祉局次長) あらためまして皆さんおはようございます。次長の生田でございます。だいぶ寒くなってまいりました。10月に入りまして、千葉市、千葉県で開催されていまして国体が終わりました。今度の土曜日からは障害者のスポーツ大会が行われます。3日間ありますので、興味のある方は是非ご覧になっていただきたいと、この場をお借りいたしまして宣伝させていただきます。

さて、こちらの地域福祉計画ですが、時間をかけて議論をしてまいりましたけれども、そろそろ、とりまとめを意識しながら議論をしていただきたいと思います。後で説明があると思っておりますけれども、この後は市民説明会ですとか、パブリックコメントなどで本分科会以外の市民の皆様のお意見をうかがいながら、最終的な姿にまとめていきたいと思っております。そういう意味で、会長からもお話がございましたが、まとめに向けた大事な議論になってまいりますので、皆様、どうぞよろしく申し上げます。以上でございます。

○松菌会長 ありがとうございます。それでは本日のスケジュールを確認します。皆様のお手元にタイムスケジュールがございます。本日は、第2期千葉市地域福祉計画(案)について事務局からの説明及び質疑応答が、これが中心になります。そして、

その後、市民説明会、パブリックコメントについての御説明と質疑応答を行います。中心はとにかくこの地域福祉計画（案）ということになります。

そして、その後は議題、その他ということになります。それでは議題1の第2期千葉市地域福祉計画（案）について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（及川係長） 地域福祉課の及川と申します。地域福祉計画について御説明させていただきます。まず、始めにA3の資料1を御用意いただけますでしょうか。こちらですけれども、今回は、下の欄の右から二つ目、第9回、本日の会議はこちらにあたります。主な議題ですが、先ほど御説明がありましたように計画（案）の策定を中心に行ってまいります。

そうしまして、こちらの方で市民説明会で出す案につきまして御審議いただきまして、決定した後、次の主な内容の下の方の枠のところですが、今月末から始まります市民説明会に、本日、御審議いただいた素案をお示しいたしまして、そこで出席した方から御意見をいただくと、そちらであまり修正が無いようでしたら、その後に今度はパブリックコメント、こちらは条例に定められた手続きですが、正式な市の案に対して市民の意見を聞く手続きを、進めてまいりたいと思います。

そうしまして、一番下の右側ですが第10回、こちら平成23年2月を予定しています。こちらでパブリックコメントまでの手続きを経て、最終的に策定した案をこちらの分科会に諮りまして、市の計画としての審議をしていただき、御承認の後、決定したいというふうに考えております。今後の予定についての説明は以上です。

続きまして、資料2、第2期千葉市地域福祉計画（案）の資料の御用意をお願いいたします。こちらは、表紙のところに平成22年10月19日と記載してございます。こちらは2週間ほど前に各委員さんに計画（案）を送付させていただいたのですが、送付させていただいた物につきまして、ご意見を募りましたところ、3名の委員さんから意見をいただきまして、若干の修正を加えておりますので、本日お示ししますものは、前回お送りしましたものから、若干の修正が施されておりますものでございます。それでは1ページ目から順に説明いたします。

まず、1ページ目「第1章地域福祉について」です。こちらは前回、第8回の分科会でお示ししました素案と内容はほぼ同様でございます。変わった点はですね、これは全体について言えることですが、字体を前は強調した文字など、たくさんの装飾を施した文字を多用しておりましたが、現在、区計画の方も策定しているのですが、その内容がほぼ、固まりつつありまして、そちらの方の字体がかなりシンプルなものになっておりますので、それに合わせた字体にしております。

続きまして、変更点について御説明させていただきます。まず、3段落目の「確かに」のところ。「確かに」の行の3行目ですが下線以下のところが修正した点ですが、これも、「更に行政だけではカバーしきれない身近な生活課題を地域住民」、これは

当初、地域社会でしたが、こちらを「地域住民が中心になって担っていくという考え方に地域福祉の原点があります。」と訂正してございます。

こちらは、当初の案が日本語として表現がおかしいのではとご意見がありましたので、それに対する訂正でございます。

続きまして下から6行目をお願いいたします。こちらですけれども、資料があちこちに飛んで申し訳ないのですが、A3の資料で「第2期千葉市地域福祉計画（案）について委員よりいただいた意見等」という資料がございますでしょうか、こちらの資料は武委員、武井委員、飯野委員の3名の委員からいただきました意見と、それに対する事務局の考え方をまとめたものでございます。こちらの2ページ目をよろしいでしょうか、こちらの2ページ目の下から5項目め、こちらに武井委員から個別取り組みについての意見、括弧書きでミスプリや言葉遣い等については別途とございます。こちらにつきまして、別途、修正していただいたものがございます。たびたび資料が移ってしまい申し訳ないのですが、先ほどの地域福祉計画素案なのですけれども、こちらの案の下から6行目の下線部のところは、今の様な字句訂正のご意見をいただいて修正したものです。当初は「地域社会で担うべき身近な生活課題」とありましたものを、「身近な地域での様々な生活課題」というふうに訂正してございます。

続きまして2ページ目よろしいでしょうか。2ページ目の当初の7月にお示した案と内容については、ほぼ同様でございます。修正した点ですが、下の方の「(3) 地域福祉を推進するための大切な視点」の3行目、同じく武井委員からいただいた意見で、当初、「行政の施策と市民の自発的活動を共に連携させ」とありました表現を、「市民の自発的活動とそれを推進する行政の施策がうまく結び付いて」という表現に変更してございます。

続きまして、3ページ目よろしいでしょうか、3ページ目の「2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割」、こちらについてですが、こちらも7月にお示したものと内容は同様でございます。訂正した点ですけれども、1番上の自助、こちらの吹き出しの中の2行目ですけれども、こちらに、当初は「できる人は自分達で行う」とありましたものを、「自分たちでできることは自分たちで行う」と表現の訂正をしてございます。

続きまして4ページをお願いいたします。4ページの「第2章千葉市の現状、第1期計画の取組状況と課題」です。こちらは、今回、初めてお示したものです。こちらにつきましては、内容について簡単にご説明させていただきます。

まず、「1 千葉市の地域福祉の現状」ですが、こちらにつきましては、本市では市計画と6区の計画を策定していること。「(1) 区計画について」は、区計画は自助、共助を中心とした計画であること。また、「(2) 市計画について」は、基本的な理念や、区計画を支援する施策、人材育成と基盤作りを行う施策を盛り込んだ計画であることを記載してございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。こちらは「(3) 第1期区地域福祉計画の実践傾向」についてです。こちらは、中央区の51項目から美浜区の39項目まで、6区で291項目の取り組みがあり、次の下の表の所ですけれども、地区部会や自治会の広報紙による活動事例の紹介や子育て相談などの相談体制に関するものから、点字ブロック上の障害物調査やバリアフリー化の推進等、基盤整備やその他に関するものまで、219項目が10の分類に区分できることを示したものでございます。こちらの「9基盤整備」の中の実践傾向についての説明の2行目のところに、当初、お送りしたものは、「バリアフリー等」となっておりましたが、「バリアフリー化の推進等」と修正をしております。

続きまして、「(4) 第1期地域福祉計画の推進状況」についてです。こちら「ア計画に定める施策の実施状況」、表題ですのでゴシック体にする予定ですが、修正し忘れております。修正させていただきます。

計画に定める施策の実施状況ですが、次の6ページをお願いいたします。基本テーマ、これは、「知る・えらぶ」から「基盤をつくる・進める」まで、5つのテーマでして、前回ご説明したものと内容は同様なのですが、こちらについて、本市では107施策あるのですが、そのうち96施策が実施、残りの11施策が未実施であることを表としてまとめたものでございます。

こちらにつきましては、たびたび資料の方が移って申し訳ございませんが、また、資料3の「委員よりいただいた委員から意見等」をお願いできますでしょうか、こちらで武委員から、「この表は前回、第3回推進協で示した表の基になっている評価が当事者評価であること、また、内容の再点検と積み残し事項に対する今後の対応をどうするのか、また、この表自体が全く市民には理解できないのではないか。」といった御意見をいただきましたが、こちらについての事務局の考えですけれども、第1期計画の進捗状況については、他に指標が無いと、当事者評価とならざるを得ないと考えております。また、内容の再点検と今後の対応については、現在、9月に1回、調査をいたしまして、こちらの表というのはそちらの状況なのですが、毎年度、予算確定した年度末に同様の調査をしております、年度末だと間に合いませんので、予算確定後に各所管に同様の調査を行いまして、お知らせしたいと考えております。

また、6ページのこちらの表ですけれども、コンパクトな紙面を目指す中で、概略表記としております。全体の状況については、ホームページ等によりお知らせすることを検討しております。こちらの表について、いただいた意見に対する事務局の考え方は以上でございます。それでは先ほどの素案の方にお戻りいただきたいと思います。

6ページ「イ計画を推進するために実施された主な事業」ですけれども、こちらは(ア)で「区の推進協の設置・運営」、(イ)で「市推進協の設置・運営」、こちらの分科会の前身となったものです。それと7ページですけれども、(ウ)で活動事例集の発行、また、次の(エ)、こちらで90事業に対して10万円を助成した地域福祉パイロ

ット事業について、次の(オ)は、市内の12団体に対して、年間15万円を助成したモデル事業について、それぞれ前期計画で行った地域福祉の施策について、簡単に主な事業について記載してございます。

続きましては8ページをお願いいたします。8ページは「2地域福祉計画を取り巻く環境の変化」、こちらの「(1)千葉市の状況の変化」ですが、こちらは総人口、高齢者人口、14歳未満の年少人口、それと区別のものについてそれぞれのデータを記載したいと思えます。まだ黒丸になっているのですが、こちらは計画策定期間に合わせて最新の数字を取り込みたいと思えます。

続きまして、「(2)国の動向」です。こちらは二つございます。「アこれからの地域福祉のあり方に関する研究会」ですが、こちらは、平成20年3月に厚労省の方で報告が公表されましたが、その内容が市町村の役割として従来の福祉の枠にとらわれない総合的なコミュニティ施策が必要と明記されていることについて、記載してございます。

次の「イ要援護者の支援方策について」ですが、こちら地域福祉計画に、要援護者の把握や要援護者情報の共有、要援護者の支援等について市町村の適切な対応を記載することが求められていることや、これについて本市では平成22年3月に千葉市災害時要援護者支援計画を策定していることを記載してございます。

続きまして9ページをお願いいたします。9ページは、「3第1期計画を踏まえて(成果と課題)」ということで、区推進協や市推進協で出されました課題についての意見を記載してございます。意見については四角の枠の中なのですが、一番上の「計画がまだ十分知れ渡っていない。」というところから、一番最後の「地域には、支え合い・助け合いの体制づくりが芽生え始めているけれども、他地域にはそれが広がっていない現状が見られる。」といった課題についての意見を8項目、記載してございます。

こちらにつきましては、資料3の「委員よりの意見等」を、また、ご用意をお願いいたします。こちらの武委員の上から3つめです。こちらに、「第7回市推進協で示された、次期千葉市地域福祉計画の策定に必要な視点・取り組み(案)は消えてしまったのか。」というような意見がございましたが、第7回の市推進協で示した資料の反映については、こちらの9ページの課題のほかに、課題について対応する施策につきまして、4章においてそれぞれの分野に分けて課題を記載してございます。こちらは後ほど、4章の中で説明したいと思えます。

続きまして、10ページをお願いいたします。10ページの「第3章第2期千葉市地域福祉計画の概要」についてです。こちらは第7回の素案の時に示したものとあまり変更はございません。まず、修正についてですが、上から1行目、「地域における生活課題やその解決策はある程度普遍的なものであるため」とございましたが、こちらは武井委員の方から修正の御意見がございまして、削除してございます。

また、「2策定の経緯」ですけれども、こちらには①開催日の上に「市民説明会」、

また、次の①意見募集期間の上に「パブリックコメント」とそれぞれ表題の方を今回追記してございます。

また、先ほどの資料3をお願いできますでしょうか。1枚目の武井委員の意見の2つ目です。こちらのところで、「削除した施策の取り扱い、考え方を述べるべきではないか、区の計画の取り組みへの支援に重点を置いたとしているが、せいぜい支援にも配慮したぐらいではないか。」といったご意見をいただいておりますが、こちらにつきましては、事務局としまして、基本的な考え方は13ページに記載しておりますが、削除した施策の取り扱いについては、計画策定の過程であり、計画書への記載にはなじまないと考えております。また、各区計画の取り組みへの支援については、第4章の32ページ、取り組み項目⑩のところ、各区地域福祉計画推進のための支援を14項目ほど設けておりまして、重点を置いたと考えております。

続きまして、12ページをお願いいたします。12ページですが、こちらは前回お示ししたものとほぼ同様ですが、前回、第7回の推進協で示しましたイメージ図なのですが、当初のイメージ図では、一番上の左側の「自助・共助」、右側の「公助」が重なり合っていたのですが、こちらにつきましては、前回の分科会で整理して重ならないはずではないかという意見をいただきましたので、そのように訂正してございます。

また、一番下の“ちはなちゃん”の吹き出しのところ、こちら若干の字句訂正してございます。当初は、「他の様々な行政計画と重なる部分が多いけど」の前に「地域福祉計画は」とありましたが、そちらを削除してございます。それでは、こちら読み上げさせていただきます。「他の様々な行政計画と重なる部分が多いけど、計画と計画のすき間で支援の対象とならない人に対して、地域福祉計画では自助・共助・公助で連携して支援していこう、ということなんだね。」という表現になっておりまして、若干の字句を削除してございます。意味については同じでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。13ページでは「(2)市計画と各区計画との関係(両者の連携)」について記載してございます。こちらは区の共通の見直しポイントとして、①バリアフリー化の推進等、自助・共助では実施が困難な取組項目の削除というものが行われましたが、こちらについては、下から4行目、「今回は市計画を策定するに当たり、①で削除された項目について公助で取組むことの可否を確認したほか、区計画に定める自助・共助の取組みを支援するため、市として取組むべき施策について検討を行うなど、両者がより連携の取れたものとなるよう配慮しました。」と記載してございます。こちらにつきましては、また、「委員よりいただいた意見等」の資料のご用意をお願いできますでしょうか、こちらの資料なのですが、武井委員の一番上です。こちらに、「区計画は公助要素が強いため、第2期の区計画から削除した施策がほとんど加えられていない。区から強い要望を出したはずで、是非答えて欲しい。また、13ページで公助で取組むことの可否を確認したとしているが、どこでどのように行ったのか、何故この会議に示されないのか。」というような御意見を

いただきましたが、こちらにつきましては、公助要素が強いため第2期区計画から削除された項目につきましては、市計画の見直しに当たり、取組み項目の突合作業を行いまして、そこで類似の取組みを事務局で整理しました。というのが事務局のご意見に対する考え方です。

続きまして、14ページをお願いいたします。14ページ「(3) 他の主な計画の概要と計画期間」ですけれども、こちらは7月に示した素案と内容についてはほぼ同様でございます。7月に示した素案では右側に、平成13年から平成27年までの計画期間を詳細に記載した表がございましたが、こちらは削除し、シンプルなものに変更いたしました。内容については同様でございます。

続きまして、15ページです。15ページの「(4) 社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係」ですが、括弧書き、※印のところがございますけれども、「地域福祉活動計画の策定に合わせて、随時修正予定」と書いておりますが、市社協の活動計画ですけれども、こちら8回の審議を経て、今年度中に策定されるものですが、現在、まだ3回目の審議を終えたばかりでして、未だ案の段階でございます。そこで、こちらの記載については、今の案の段階のものを書いてございますが、内容が随時変更される可能性があることから、こちらについても、若干の修正があるということをご報告させていただきます。特に(4)の上から5行目まで、こちらは前計画と記載は同じです。

次の行の基本計画や実施計画を策定していることについては、現在の状況についての記載ですので、変更するような内容ではございませんが、その下の図の部分です。こちらの地域福祉活動計画の下の吹き出しのところですが、「民間組織としての柔軟性を活かした事業を実施推進していくための計画であり」とございますが、こちらにつきましては計画の中身に合わせて修正がございます。また、「委員よりいただいた意見等」についての資料をご用意お願いいたします。こちらの武井委員の意見の一番、最後のところです。こちらの(2)のところですが、「社協の活動計画は、民間組織の柔軟性を活かした事業を実施推進とあるが、とてもそうだと言えないと感じる。」というような御意見をいただいておりますが、これにつきましては、(2)事務局の考え方ですけれども、今、申し上げた内容と重複いたしますが、本計画の記載は、現在市社会福祉協議会で策定中の基本計画の素案から引用しているため、現状ではその内容は未定で、今後、変更の可能性もあります。最終的な記載内容についても、社協と連携を図り、正確で適切な引用に努めてまいりたいと考えますということで、御意見に対しては事務局としてはこのように考えております。

続きまして、また素案に戻らせていただきます。「4計画期間」です。こちらは前回、2行目のところですが4年間と記載してございますが、前回空白でございましたが、今まで5年だったものを、今回、4年にしたいということで、ご審議いただきまして、その審議を経まして、ここに4年と記載してございます。

計画の御説明ですが、長くなりますので、いったんこちらで打ち切らせていただきまして、御意見をいただいた後、第4章の「基本テーマと取り組み」に移りたいと思います。

○松園会長 ありがとうございます。それでは、二つに分けて、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。まず、私もいろいろ問題だと思っているのですが、第2章まで、特に2章にあります、現状の評価の書き方についての部分が一つと、もう一つは、この計画の概要ですね。地域福祉計画というのは何を指すかという一番基本的な方向性、この二つについて、ちょっと御議論いただきたいと思います。

地域福祉計画、市の計画は、大きくここで、この場で合意をしないといけないことというのは、区の計画や他の計画とどのように連携をしていくかということに対して、この一番の基本方針の流れを明確にしておくことと、その市の計画はどこまでやるのであって、どこからは区の独自性なり、それぞれの民間の社会福祉協議会などに委託、そちらの自主性に任せるという形の、変な意味で別にセクショナリズムではないですが、切り分けは大変大事だと思っています。具体的にこれをやる、やらないという、細かい事業への盛り込みは、4章以降のときにきちっとこれは書いておかないと問題であるということは言っていたくとしまして、まずは、申し訳ないですが、基本方針の文言とか書き方に誤解がないかという点については御意見をいただきたいと思います。

先に私が言ってしまっただけは何ですが、この報告書の一番の不満は、実は、結構、時間をかけてこの会議でやったはずの現状の評価というのが、この数量でやってしまったことは、確かにこの場で必ず問題になっていたにもかかわらず、やった、やらないで終わってしまい、そこが内容評価になっていないということが一言も書いていない。できなかったのはわかるのですが、内容評価ができなかったのか、数でとりあえずやったか、やらないかだけを書いているということは、書いたほうが良いのではないかと私は思います。

今後、例えば事業の評価をどうするかということについての問題が残っているということは、やっぱり第1期計画をやってきた間の問題点であったと思いますし、この会議の中でも繰り返しいろんな委員から指摘されていることでありますので、そこは明記していただきたかったと、先に言うてはいけませんけど、思います。そのことを評価の問題点と、今、報告されるときにおっしゃったのですが、文章の中にはかけらもないというのはちょっと気になる点であります。

済みません。私がしゃべってはいけませんが、それでは、ご質問、ご意見等をよろしくお願いいたします。

○飯野委員 8ページ、9ページですが、まず、国の動向としまして、イのところにも、要援護者の支援方策でも言われている。それから、9ページのほうにも、この四角の中に丸印の四つ目、この後ろのほうに、特に孤独死対策ということが書いてありますが、以前、昨年度の私が最後に宿題にしました、その見回りで行きまして、異常を感じた時に、家に入り調べたいという時に鍵がかかっていると現行は誰も入れないという状況ですね。これは新聞や報道でもいろいろありましたけども、その時点で、

どうしたらその場合に解決するのか、お答えいただきたいと思います。

○松園会長 ちょっと少しいくつか質問の具体的な活動についての御質問であります。他にございますか。

○武井委員 武井でございますが、文言の修正のほうについては、非常に早くよく聞いて直してもらったなと思うのですが、その中で、私の書いたもので直していただいたとすると、ちょっと気になったのは、9ページのところの四角の中に含まれていて、「必要性の高い」と色がついて書かれています。これは、このままの文章で書かれてしまうと、私が書いたのは「必要性の高いものでも」と、こう書いているので、そうでないと、必要性の高いものが全然取り組んでいないように見えてしまいますので、そんなふうには私は直したつもりはないので、直したところは、これは「必要性の高いものでも」ぐらいに入れてもらわないと、誤解を生じるなと思いますので、そこはぜひ、ちょっとチェックをしていただきたいと思うのです。

それから、私は、この市の地域福祉計画をよく読んでみると、各課から出されたものを取りまとめたという形になっていて、どうも今のこの地域福祉計画を作るほうでイニシアチブをとったものではないように強く感じます。最初のときも、第1期のものも、もちろんそうだったのですが、今度、2期になったら少し直るかと思ったのですが、そうした意識はなくて、各課が出してきたものをまとめたから、こういうふうになってしまったというところの基本姿勢に、そういう作り方で本当に良いのでしょうかというのが非常に強く感じています。

あわせて、15ページのところで、社会福祉協議会との関係の項目についてはこれから地域福祉計画が、社協のほうの地域福祉活動計画が出てきてから修正しますという言葉で、何か逃げられてしまっているのですが、基本的な考え方が、これを作った人を含めて、今の計画を作る基本的な考え方が本当に良いのかなというのが、ここの中でも現れているように思います。これから後で出てくるので、そのときに議論していただきたいと思いますが、社会福祉協議会が一部、課として、この地域福祉計画、市の地域福祉計画の中の項目の担当部課に入っているんですね。これは民間組織でやっているとか何とか言いながら、何でそこでやっているものが一部課並みにこんな中でずらずら入ってくるのですかと。ここの中がもし後で書いているような位置づけであれば、この内容の文章はおかしいし、この文章の内容を通していくのだったら、後ろの書き方はおかしくなるんですね。ぜひ、作った方でも、自己矛盾に陥っているということを感じていただきたい。どうも何か考え方が、さっき言いましたが、この地域福祉計画を作るときの考え方として、どうも各部課から出てきて、しかも社協から出てきたものまで一緒にまとめてこういうふうにしてしまったことに一番が問題があるように思うので、ぜひ、その辺については、やっぱり頭の中をもういっぺん、整理してもらって、このままいってしまっているのかというところを非常に強く感じています。

○松園会長 はい、ありがとうございます。実は、この会議が始まる前に、市の方と社協会長である副会長とお話ししていたのは、社会福祉協議会というふうにここに書いてあるのですが、これは一括して書かれておまして、市の社会福祉協議会のレベ

ルと、それから、それぞれの区の社会福祉協議会での活動のレベルと、そして、地区部会のレベルの活動と、それぞれで何をその社会福祉協議会と連携していくのかということをもう少し明確に書いたほうが良いのではないのでしょうかということ、ちょっと市の方に申し上げたりして、その社協との連携と、ここで、今ちょうど武井委員のほうから御指摘があった通りなのですが、15ページに書かれている、ここで「相互に補完」と書いてあって、ほかのところでは連携とか書いてあるのですが、この内容を市民にもわかるように何か表現したほうがよいのではないだろうかということ、を申し上げました。

ただし、先ほど武井委員のほうから御指摘があった点は、また後でも良いですね。その一部課のようなという、その位置づけの話は。

ただし、ここで私も書いて欲しいのですけれど、市のレベルでやっていることと、区や、特にこの共助の舞台となる地区部会のレベルでやって、それを一生懸命、区の推進協の計画の中に盛り込んでいただいていることとの間がきちっと書かれていないこと、市がその連携をして欲しい。今、武井委員の方からありました、それぞれの課から出てきたものを足したのではなくて、ぜひ書いて欲しいのは、「地域福祉課はそれの総合調整をする」というふうに書いておいていただいて、来たからそのまま受け取るのではなくて、地域福祉課の方でこの計画を立てるに当たって、その総合調整をやってくださるといふふうに書いていただくと、各区や地区というか、それぞれの自治会も動けるといふような、そのことを書いていただけないのでしょうかというの、は私からの要望ですが、いかがでしょうか。

○武委員 何点かまとめてということで、意見をよろしいですか。何点かあるのですが、9ページのこの表が、私は間違っているというか、ちょっとポイントがずれていると思います。というのは、第1期計画を踏まえて、何が問題だったのかというのをシャープに書いていないのです。問題は、地域福祉計画はまだ地域住民や団体等に十分知れ渡っていない。これはなぜなのかという議論を、実は我々は内部でかなり、がくがくやったのですが、問題は、自治会とか社会福祉協議会がやる場所なのですから、いわゆる自治会に伝わっていないところが非常に問題なのですね。

例えば、まだ同じようなことが踏襲されているなどというのは、例えば、23ページをちょっとご覧になっていただきたいのですけれども、各項目の中で、いわゆる福祉だけに関連するセクションが、すべて何かお互いに担当を分け合っているという形が感じられる。そうじゃなくて、やっぱり自治会をも動かしているところというのは地域福祉課じゃない。そこをもうちょっと、縦割り行政じゃないけれども、その辺を壊さないと、この地域福祉というのは、私は成功しないという具合に考えています。ですから、そういうやつをちょっと踏み込むようなやり方をもう少し考えておく必要があるかと、それが1点です。

それから、2点目は、15ページの地域福祉計画、これは、社協との関係の中で話が出ていますけれども、議長もおっしゃっていたように、社協の本部と区事務所と地区部会、これはどういうことになっているのだということ、はっきり言って、皆さん、理解していない人がほとんどだろうと思います。地区部会というのは、イコール、自治会の集合体と考えた方が良くもありません。そうなってくると、民間の活力は良いのですけれども、社協の本体の方とは違うやり方があるはず。その辺をちょっと

明確にしておかないと、これからの進め方で、私は混乱が出てくる可能性があると感じます。以上です。

○松藺会長 ありがとうございます。どんどん詳細に入っていきような気もするのですが。

○田中委員 田中です。実は、私、先達て役所の方へ伺いまして、口頭で訂正を言ってしまったのです。そうしたら、ちょっと私も行事が立て込んでいまして書いている暇はなかったので、役所に行ったついでに持って行って言ってしまったので、後で文書で出せと言われたのを出していないので、ここには載っていないのですが、いくつかの、例えば12ページ、“ちはなちゃん”の吹き出しのところとか、字句訂正みたいな、入っていないのですが、一つ、大きなことは、皆さんも御記憶あるかと思うのですが、前に来た文書には高齢者の施設と、それからもう少し後ろのほうに子供の施設の区ごとの表が載っていたはずなのですね。私は、この表を載せてくれたのは非常にうれしいと思ったのですが、実はこの表に、ただ表に、どこの区にいくつあるというのだけではなくて、そこの区にそれを必要としている人がどのくらいいて、この区にはこれだけあるということを書いてないと、この表の意味がないのではないのでしょうかということをお願いした。そうしましたら、何と今回は、その高齢者の施設と、それから子供の保育園や幼稚園の施設の表を抜いてあるのです。つまり、そんな面倒くさいことを書くなら抜いてしまえということで、たまたま私が文書で出さなかったから、文書で出していたら、ここへ書いていたら、そんなわけにいかなかったのかもしれないですが、文書で出すのが間に合わなかったので、口頭で及川さんに言ってしまったために、そんな面倒くさいことをするなら抜いてしまえということで、二つ抜いてしまったのではないかと勘繰っております。そこら辺のことも教えていただきたい。

○松藺会長 すみません。それは意図的に省いたわけではないですよ。

○事務局(及川係長) すみません、その表の話は、申し訳ありません、私、今、初めて聞いています。前回の計画にも…。

○武井委員 前回から抜けているのですよ。その前のどれかの資料には載っていたのだけれど、後でもうなくなっているのです。この間、10月5日というので出した分にはもうないのです。

○田中委員 なかったですか。実は、今日、急いで来てしまって、その時のが。

○松藺会長 わかりました。データとか何かにつきましては、やっぱりきちっとつけて、パブリックコメントというか、そちらに持っていった方がよいと思いますので、それは形を整えていただくということでもよろしいのではないかと思います。ちょっと大事なことを話をしてよろしいでしょうか。社会福祉協議会の位置づけとか、いろいろと御意見があるようです。

○高梨副会長 社協の会長の高梨でございます。今のデータの話は、社協のほうの基

本計画を策定するに当たっての地域の社会資源についてのデータでございまして、この計画には当初から入っていないものでございます。同じような名称の会議ですので、ちょっとまざった印象になるかもしれません。

社会福祉協議会とその地区部会との関係、区事務所もございましてけれども、組織的な面でいきますと、社会福祉協議会は本部をハーモニープラザに置いておりまして、政令市の中では区社協という独立した別個の法人格を持っているもの、持っていないものもありますけれども、区社協というものを持っている政令市もございまして。千葉市の場合は社協の一組織で区事務所というものを各区に置いております。

その全体が市社協でございまして、地区部会さんとの関係は、これは団体性は別個でございまして。しかしながら、社協の法的な位置づけといたしまして、地域福祉の推進の中核的な役割を担うという立場で、実践的な組織といたしまして各中学校区に地区部会という、ちょっと部会という名称は、何かあたかも社協の一組織のような感を与えますが、ほかの都市では地区社協というような名称を使っているところもございまして、一応、団体性としては別個のものでございまして、しかしながら、実践的な取り組み、そして連携という意味におきましては、これは車の両輪のごとくでございまして、やはり実践的な活動を献身的にやっていたところ、それが地区部会という役割でございまして、財源につきましては、まず、市民の方が地区部会の会員になります。そうしますと、同時に社協の会員になるという、そういう考え方を整理しております、瞬時にして二つの会員になるわけでございます。会費の面はどうかと申しますと、会費は社協に会員の方は納める必要があると。その7割を運営費として地区部会のほうに助成すると。あわせて、各個別事業につきまして、社協のほうから地区部会さんのほうに補助金等を出しておるといような、ちょっと雑ばくな関係でございまして、そういうのが社協と区事務所と地区部会との関係でございまして。

社協と市との関係でございましてけれども、市は社会福祉法、平成12年、基礎構造改革に伴って社会福祉法というものが、昔は社会福祉事業法という名称でございましたけれども、それが名称を変えてリニューアルしたわけでございます。これ、介護保険との関係、措置から契約等を含んで、そこで、市のほうでは地域福祉計画を策定するということ、初めてそこで規定されているわけでございます。

その地域福祉計画関連におけます市と社協との関係は、基本的には社協は民間の社会福祉法人でございまして、共助の一端、中核的な役割を担うという立場でございまして、市の地域福祉計画と社協の活動計画、これは市側から見た場合は、支援の対象である計画でありますし、区の地域福祉計画と社協の活動計画と申しますのは、かなりの部分で重複・競合するという関係に立ちます。したがって、かなり重なる部分がございますが、これは将来的には、推測ではございまして、区の地域福祉計画と社協の活動計画、これも区レベルに変えた形で、競合した形でつくっていくのだろうというふうに考えております。市と社協が策定段階、プロセスにおきましても、一緒に総合調整しながら作っていくのではなかろうかという感じはいたしております。今回は別々に作っておりますけれども、将来的にはそういう方向性になると思います。

市の計画は、やはり社協の活動計画の中身を、支援等をするというように、民間部門を支援するというスタンスでございまして、先ほど武井委員さんがおっしゃっておられました、あたかも一組織として、この中に個別計画の部分で当事者として入ってくる部分はありますけれども、これはかなり連携を相当強調してしまっているのかな

という意味で、エールを送っていただいているという意味合いにもとっておるのですけれども、厳密に言いますと、市のほうから受託を受けて実施しているもの、これは、この計画の中に明確に反映されても何らおかしくはない。しかしながら、社協を相当意識していただいているという点では、ありがたいということであるとともに、かなり前に出ているなという感じもいたしておるところでございます。以上でございます。

○松園会長 いろいろと指摘された点について、多少、社協の方からのお答えと伺いますか、得られたのではないかと思います。議長としてのご願いとしましては、今回はたまたまですがというのではなくて、一応、市計画があるぞということを並行してせっかく進めているのを意識しておいていただければ大丈夫なのかなと思いますし、市の計画には、この補完という形の書き方が、その社協の何を支援し、どういうことを例えば委託・受託という関係になるのかということを多少は明記して、「相互に補完」という言葉は、社協が市の一部だということに逆になってしまうので、「相互に補完」という言葉にはちょっと問題があったのかなという気がします。

○岡本委員 十分理解していないので、申し訳ございません。今、副委員長の方からお話がありましたけれども、社協の方で独自で計画してやるものは一体何があって、相互に補完し合うという、その補完し合う事業とはなんでしょう、内容がわかりません。その下に書いてあります地域福祉活動計画の中で、民間組織としての柔軟性を生かした事業というのは、両方にかかわるから柔軟性というふうに書いてあるのか、あるいは、さまざまな関係団体と結びついて行うから柔軟性というふうに考えるのか、まだ、今の説明では十分わからないのです。詳しく説明お願いしたいと思います。

○松園会長 私の希望は、住民に対してという、柔軟性があれば良いのですけれども、ちょっと聞いてみます。

○高梨副会長 柔軟性という意味は、社協の立場といたしまして、地域における、その福祉課題をも含む生活課題を解決していくために、地域福祉を推進するという基本的な立場がございます。あくまでも地域の特性の中で、プライオリティー、優先度の高い生活課題、困っているものを整理した上で、その地域において、民意度と申しますか、熱心な方がいらっしゃるのか、人口構成だとか、いわゆる担い手となっていただけの方の集合体としてのエリアの中での特性というものもあるわけでございます。ですから、それぞれの地域において、画一的に、あたかも行政のサービスのごとく、各地域において、例えば地区部会さんが行っている活動におきましても、地域のバランスという意味では差があるわけでございまして、その地域特性に応じた問題解決に当たっての生活圏域の設定におきましても、それぞれの特性を踏まえて、そして、その課題を解決していく組織的なネットワーク、対応についても、やはり柔軟に息の長く続くような、そういうコーディネートをしていく必要があるわけでございまして、ですから、その実態に応じて柔軟に対応をしていけるという意味合いにおいて、民間の利点があるというふうに認識しておるわけですね。

○松園会長 ありがとうございます。

○岡本委員 区計画作成においても、今、お話があったようなことは、十分考慮してやっているとします。とすると、それとこの23年のいわゆる地域福祉活動計画という中には、同じことがあるのではないかなという懸念があるのですが、それはどうなのでしょう。

○高梨副会長 それは、先ほども触れさせていただきましたけれども、かなり、やはり民間部門における共助の部分の取り組みになりますので、その部分については、どうしても重なってきます。特に地区部会さん、自治会さんの、それ以外にも団体はございますけれども、その取り組み、これは当然、社協の地区部会のアクションプランの中にも入ってくる性質のもので、区レベルの計画の中にも当然入ってくる、同じ中身をそれぞれ違う計画の中で入れていくという、そういうことになってしまうわけなのです。これは体系は、ちょっと縦割りというか、市の計画、区計画も含めて、社会福祉法という規定に基づいて作るという仕組みでございますので、それはかなり幅広い総合的なものを盛り込む必要がある。

社協の活動計画と申しますのは、社協の活動範囲の中で取り決める、取り組めるものという幅は違ってきます。ですから、そこのところは、将来的には、多分作成段階、組織的な作成組織においても、かなり競合していくのだろうというふうに推測はしております。次の計画のときに、多分、それがお示すことが出来るのかなという感じはしております。

○松菌会長 具体的な方にも入らなければいけないので、ちょっと切りますけれども、民間であるというふうに言うならば、他のNPO法人とか、他の社会福祉法人とか、地区計画の中で連携を図らなければいけない民間は、決して社会福祉協議会だけではないので、そうなってくると、地区のレベルで連携をとっていくものは、いろいろな形の社会福祉にかかわる団体や機関があることになると思いますけれども、それを含めて、では、その次の説明にいきたいと思います。

先ほど、質問のありました、例えば孤独死のときに入れないというような具体的な問題については、どうするのかということについては、もし触れていただければ、触れてください。よろしく申し上げます。

○岡本委員 ちょっと要望的なことで、9ページの表の件ですけども、第1期計画、成果と課題と書いてあります。そこには成果は書いてなくて、ほとんど課題だけじゃないかなという気がします。また、1期計画を進めてきた時点で、計画にはなかったけれども、新しい社会問題として、例えば児童虐待みたいなことは大変、問題になっている。自殺等も含めてそういうものはやっぱり別個に書いても良いのではないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○松菌会長 全体に関する問題ですか。

○原田(雅)委員 全体でなくても良いでしょう。9ページのこの枠の中の上から4番目なのですけども、この孤独死の問題なのですけども、地域主体の支援策と書いて

てありますけれども、これ、第4章に絡んできますけれども、25ページに、その緊急通報装置とかが書いてあるのですよね。この孤独死対策というのは、地域だけでは、これ、解決できない問題なのです。民生委員だとか隣近所でいくらこれを頑張っても、この孤独死を撲滅するという事は難しい。やっぱり機械的なものと併用していかないと、孤独死というのはなくなるのですよ、実際には。隣近所で毎日、この独居高齢者の安否確認をするなんていうことは、実際上、できないのですね。ですから、これは地域主体というのをやっぱりやめないと、地域とそれからこの機械的な公助に関するものを組みあわせてやっていかないと、解決できないと思いますね。何か隣近所で面倒を見ているから、孤独死が簡単に無くなるような書き方になっているけれども、決してそうではありませんので、この辺は認識していただきたいと思います。

それと、ここで社協の組織論を議論する気はありませんけれども、その地区部会が社協ではないという考え方に立てば、その会費を我々は社協として集めているわけですよ。そういう矛盾はどうお答えになるのでしょうか。この場では時間がないから、別の機会でも良いですけども、私が間違っているのかもしれないですが、私は社協の組織の中で活動しているつもりで今までやってきましたけれども、地区部会は関係ないというのであれば、また役割を変えていかないといけないと思いますね。時間がないから、この場でなくても良いですよ。

○高梨副会長 時間がないので、簡単に、社協と地区部会は両輪の関係ということでございまして、先ほども申し上げましたとおり、全く違うなんていう、そういう意識は持っておりませんので、これはまた改めて、社協のほうの計画の段階の際にお話を移していただければと思います。

○原田(雅)委員 違うとは言っていないですよ。要するに、社協の組織に入っているかどうかですよ。地区部会として。

○高梨副会長 同じ団体ではないですけどね。

○松菌会長 団体として違うと言っただけで。

○原田(雅)委員 団体として違う。

○松菌会長 ちょっと難しいですかね。

○原田(雅)委員 もうちょっとわかりやすく言ってくださいよ。

○高梨副会長 例えば、社協と区事務所の関係がございましてけれど、区事務所というのは社協の組織の一部そのものなのですね。例えば市長事務部局、例えば地域福祉課、こういうのは市の組織の一部であるわけですね。区役所も市の組織の一部であるということで、団体においては、それぞれ規程、規約を持って、会計も役員の方もそれぞれ独立にしているという、そういう意味合いでの組織的な差をお話ししただけで、目的は同じでございまして。

○松園会長 すみません。ちょっと後で御説明をお願いします。それでは、次の基本テーマのほうを。

○渡辺委員 今回の関連、私も地区部会長を、稲毛区でやっていますけれども、社協と全く関係ないなんて言ったらおかしいですよ。何のためにやっているのかわからない。社協としての会員募集、うちなんかの場合は、会員となっても、それで何かに出ていかなければいけないということはありませんよ、要するに、お金を協力してくださいという形でやっていて、その中で社協ではひとり暮らし高齢者の問題だとか、あるいは子育てだとか、いろいろなことをやっています、それで稲毛区の社協の会議もありますし、それから千葉市全体の各区から代表が出ていっての会議もあるしということですから、全然関係ないなんて言ったら、私ども辞めなければいけないです。

○松園会長 本当に実際に活動していらっしゃる方がよくわからない話になってしまって、申し訳ありません。ちょっとその組織論につきましては、もうちょっと時間をかけて、こちらは後でお話しいただければと思います。済みません、議論を市計画のほうに戻させていただきます。

○事務局(及川係長) それでは、第4章以降についてご説明いたします。まず、16ページをお願いいたします。

「第4章 基本テーマと取り組み 1 基本テーマ」ですが、こちらにつきましては、7月の第8回の分科会でお示ししたものと、あと、10月5日、第1週にお送りしたものと、内容については同様でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。「2 基本テーマを具体化するための施策」です。こちらにつきましては、8回の分科会ではお示ししておらず、今回、委員さんにお送りしたもので初めて追記したものでございます。こちらは11の取組項目を全庁的・分野ごとに実施、推進しますということについて記載しておりまして、下の表なのですが、基本テーマ、これは1から5までございますが、こちらは前のページにもありますように、当初の基本テーマを前回の分科会で若干の文言修正をしたもの、こちらについては変更ございませんが、前回の分科会におきましては、このテーマに沿った個別具体的な施策をそれぞれ今回の素案の中に入れていくというような御説明をいたしました。今回の素案で示しました施策ですが、こちらは8月から9月にかけて全庁的な調査を行いまして、その結果、こちらのほうに取り込みます項目が全てで92に上りました。さらに、その中には再掲もありまして、全部で103の施策がこの五つの基本テーマの中に振り分けられることになりました。そうしますと、一つの基本テーマの中に20近くの施策が盛り込まれることとなり、多少分かりづらくなるというような懸念もございましたので、基本テーマの中に取り込む施策について、さらに右側の取組項目のところですが、こちらで「①情報・サービス提供方法の充実」から、一番下の「⑩各区地域福祉計画推進のための支援」という、基本テーマをさらに分類するような中分類を設けさせていただきました。こちらは、今回、初めてお示しするものです。

続きまして、18ページをお願いします。18ページですけれども、こちらは基本

テーマごとに、例えば18ページの場合ですと、「基本テーマ1 情報提供・相談体制」とございますが、それに対しまして、「ア現状における課題」、「イ課題解決に向けた施策の方向性」、「ウ主な取り組み」と、課題に対してそれを解決するための方向性、その方向性に沿った取り組みというような形で記載してございます。

アの課題とイの方向性につきましては、前回の素案でもお示ししましたが、前回の素案では、こちらが“ちはなちゃん”の話し言葉になっていたのですが、全てが話し言葉でしたので、そちらをまず文章に直すとともに、話し言葉につきましては、一番下のほうにトピック的なものを最小限にとどめる形に編集いたしました。

そして、課題につきましては、先ほど申し上げた今回の「情報提供・相談体制」につきましては、中分類として、「情報・サービスの提供方法」、そして、「②相談体制」と、一つの基本テーマに対してさらに二つの中分類で、それぞれ課題、方向性を追記していくというような体裁になってございます。

次の19ページをお願いいたします。19ページですが、「取組項目①情報・サービス提供方法の充実」とございますが、こちらは、まず取組項目の①の「情報・サービス提供方法の充実」につきましては7項目ございます。そして、こちらにつきましては、新規というものは、前回の素案で示したものと同様のものがございます。表現については、前回、委員さんに送付したときに、若干、字句訂正をしたものを送付してございます。

こちらの取組項目①の下から二つ目、こちらは、当初、オンラインによる申請・届出手続とございましたが、こちらは電子申請サービスの拡大、そして、インターネットを介して自宅などから市への申請・届出等の行政手続きを行うことができる電子申請サービスについて、利用者ニーズが高い手続きや携帯電話からの申請・届出を可能とするなど、利用者の利便性の向上を図ると、前回、委員さんに送付したものと内容については同じですが、若干の表現の訂正をしてございます。

また、前回、送付したのものには、もう一つ、福祉サービスの第三者評価というものがございましたが、こちら保健福祉総務課のほうから、今回の計画期間では実施が難しいということで、こちらは削除してございます。

続きまして、「取組項目②相談体制の充実」です。こちらは12項目ございます。こちらにつきましては、12項目をただ羅列するだけですと、多少見づらいので、その「取組項目②相談体制の充実」という中分類をさらに内容ごとに分けまして、それぞれ、表題をつけてございます。こちらの場合ですと、相談体制の充実の中で、「ア総合相談」、続きまして、20ページですけれども、「イ高齢者・介護」、また、「ウ障害者」、「エ出産・子育て、オの女性相談と、それぞれ相談体制の充実につきましては、さらに細かく内容ごとに取りまとめて表題をつけてございます。

それでは、20ページをお願いいたします。20ページですが、こちらのほうは、各所管課のほうに内容のほうの確認をしてもらいまして、そこで、内容についてはほぼ変わらないのですが、下線部のとおり、字句訂正されております。下線部以下の訂正につきましては、字句訂正ですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、21ページですが、こちらは「基本テーマ2居場所の確保・社会参加」、こちらにつきましても、内容は前回の素案で示したものと同様でございます。また、下線部以下の訂正も、字句訂正でございます。

22ページをお願いいたします。こちらの主な取り組みですが、まず、「取組項目③

居場所・交流の場づくり」ですが、全部で15ございます。高齢者に係るものと、障害者に係るもの、子ども、子育て家庭、続いて23ページですが、多世代の地域の交流に係るものとございます。

続きまして、23ページですが、中段の取組項目④ですが、こちらは「社会参加の機会促進」ということで、5項目ございます。こちらにつきましても、各課からそれぞれ、下線部について表現の訂正がございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。24ページですが、「基本テーマ③支え合いの仕組みづくり」ですけれども、こちらにつきましても、まず、「支援ネットワーク」、「防犯体制」と、それぞれ中分類の項目を設けてございます。そして、課題、方向性について記載しており、続きまして、25ページ、よろしいでしょうか。

25ページで、まず、「取組項目⑤ネットワークの充実」ですが、こちらでは、まず「ア ボランティアネットワークの機能強化」、「イ 安否確認ネットワークの充実」、「ウ 子育てネットワークづくり支援」、ページめくりまして26ページですが、「エ 虐待への対応ネットワークの充実」、「オ 団体間の活動推進・連携支援」、「カ サービス利用や法律行為の支援充実」、「キ ホームレスの自立支援ネットワーク」と、七つの内容につきまして、全部で17の項目を記載してございます。こちらにつきましては、アの「ボランティアネットワークの機能強化」のところですが、こちらの内容のところ、一番下のところで、「コーディネート機能の強化を図る」という修正がございしますが、こちらは、武井委員から修正の意見をいただきましたのと同時に、社会福祉協議会からも同様の修正の依頼がありましたので、そのとおり訂正してございます。その他については、表現が変わらない字句訂正でございます。

続きまして、27ページをお願いします。27ページですが、こちら、「取組項目⑥防犯体制の充実・安全確保」、こちらにつきましては、全部で6項目記載してございます。

続きまして、「取組項目⑦防犯体制の強化・支援」、こちらについては5項目記載してございます。こちらのページにつきましては、前回、委員さんにお送りしたものに2か所の下線部以下の字句訂正をしてございます。表現については変わりません。

続きまして、28ページをお願いいたします。こちら、「基本テーマ4意識啓発・人材育成」ですが、こちらにつきましては、中分類として、「福祉に対する意識」、「担い手」というものを中分類として設定してございます。

そして、29ページは、「取組項目⑧福祉への意識を高める」ですが、こちらにつきましては、「ア 啓発活動に関するもの」と、「イ 福祉教育に関するもの」、合計で七つの施策を記載してございます。

次の「取組項目⑨担い手の確保」についてですが、こちらにつきましては、「ア 担い手の創出」、次、30ページですけれども、「イ 担い手の養成」、そして、「ウ ボランティアの実践支援」と、三つの内容につきまして、合計で12の取り組みをそれぞれ記載してございます。

30ページの「イ 担い手の養成」のところですが、こちら、当初、皆様にお送りしたときには、「リーダー・コーディネーターの養成」とございましたが、こちらにつきましては、武井委員からご意見をいただきまして、下線部以下、「地域福祉リーダーの養成」と、「講座の充実など福祉活動推進の活性化を図る」というような、当初は新規とございましたが、こちらは継続の取り組みだけを記載してございますので、新規を

外した形で修正をしてございます。

続きまして、31ページをお願いします。31ページにつきましては、「基本テーマ5 基盤づくり」ですけれども、こちらにつきましては、「⑩福祉基盤」、「⑪区地域福祉計画」と、二つの中分類を設けてございます。

32ページをお願いいたします。「取組項目⑩福祉基盤の整備・活用」ですが、こちらにつきましては、「バリアフリーのまちづくりの推進」など3項目につきまして、施策を掲載してございます。

次の取組項目「⑪各地域福祉計画推進のための支援」とございますが、こちらにつきましては、「ア 広報・意識啓発」、「イ 担い手を確保するための支援」、次のページですけれども、「ウ 活動資金・拠点を確保するための支援」、「エ 地域の連携支援」と、四つの内容につきまして、14の施策について記載してございます。

また、こちらにつきましては、区計画に対する支援というものが課題として取り上げられておりましたので、それに対する施策ということで、特に地域福祉課で行います取り組み、「ア 広報・意識啓発」の一番上のところですが、「取り組みにつなげるための支援」ですとか、「区計画を推進するための多方面からのサポート」など、地域福祉課と、こちらは先ほどもちょっと議論がございましたが、社会福祉協議会とが連携しながら進めるというような施策を記載してございます。

素案についての説明は以上でございます。

○事務局(矢澤課長) 素案に対する説明、これで終了するわけですが、先ほどの武井委員等々から、社協のあり方等々についてお話がありました。先ほど、会長さんのほうから、こちらがお話をしなければいけないというところまでお話をいただきまして、ありがとうございます。

社協がここに書かれている一つの要因として、第7回的时候に、これからの必要な視点、取り組みということで、その課題を抽出しまして、こういったことをやっていきたいと思いますというのがありました。これを第2期の計画の中でどう取り組んでいくかというところで、その中で具体的に担い手という方、区の計画のときにも担い手を明確にしましょうということもありましたので、それは誰がやっていくのかというところで、地域福祉課と社協がということで書いてしまったところがあると。これは事実、そういった形の中で、これを載せているものでございます。

先ほど、社協が市の一組織というようなことが書かれるのはどうかという御議論もありましたので、それはその通りだと思います。社協は、当然、千葉市の一組織ではございませんし、独立した法人でございますので、その点について、少し皆さんで御議論いただければというふうに実は思うのですが、ただ、そうすると、33ページ、「ボランティアセンターの機能強化」というのは社協の本来業務となっておりますので、こういった項目について、ボランティア、市のほうでもやったりするのですが、社協の独自のものというものは、ここになかなか書きづらくなってしまいうということになります。

必要なその視点、取り決めの中では、ボランティア等々について、社協のほうでも取り組んでいくというふうなことが載っていたものですから、そういった形で記載をさせていただいているということですが、社協とこれは調整をさせていただいて、その後で少し整理をさせていただくということによろしいのか、それとも、「ボランティ

アセンターの」とか、「機能強化」、これはこのまま削ってしまわれては困るのか、そういう御議論もあれば、お話をいただきたいなと思います。

総合調整というお話もちよっとございました。地域福祉課が、各課がやっている計画の総合調整をすると。総合調整という言葉が、実は非常に美しいものですから、なかなか逆にイメージがわかりづらいということはあるのですが、この総合調整はやっていくわけです。ただ、各課がやっていく中で、それぞれの所管も、今やっている施策そのものは充実したいと考えているでしょうし、武井委員からいろいろなご意見をいただきましたけど、そういったこともやっていきたいというふうに考えていると思います。

ただ、いろいろな財政状況ですとか、優先順位の中で全てができないというのも事実でございますので、地域福祉課としては、こういった地域の課題として、皆さん方、区の推進協の方々がいらっしゃると、その意見を集約して、それぞれの各課に伝えていくという形での総合調整は可能だと思うのですが、地域福祉課というか、こちらのほうで、「あれやりなさい、これやりなさい。」とか、「こうすべきだ。」という話をするというのは、なかなか正直難しい。それは所管課としても、わかっていてやっていきたいと思っている中で、なかなかできないというところをほかの所管から言われるのは、それはそれで腹立たしいというか、じくじたる思いになってしまうということから、総合調整という言葉の定義は、情報提供であったり、「他の課で同じようなことをやっているから、こっちはこうやったほうが良いのではないか。」とか、そういったサジェッションですとか、そういった形での総合調整ということは、ぜひ、やっていきたいなというふうに考えております。

先ほど、社協の会長さんのほうからもお話がございましたが、市の計画と、区の計画、社協の基本計画、活動計画、前回のお話をしましたが、いずれ集約をされていって、プラス、各区役所の方でも新たな計画を作っていて、それはやはり、それぞれの区が地域のコーディネート機能であったりとか、その地域力の活性化ということですが、そちらの方は割と公助的なところからの視点で置いているということがありますので、その各区役所が作ろうとしているその区の計画と、社協さんの方で、今後、各区ごとの活動計画等々ができていく中で、今のその区計画が作っているものというのは、先ほどもおっしゃられたように、かなり共有、共通化しているということになると思いますので、それは同時に進むということも一つの方法だと思いますけれども、やっぱり協力していく中で、一つにした方がわかりやすいなと、市民にとってわかりやすいなということが、そういった考えになれば、いずれ地域での活動については、社会福祉法人の本来業務というか、それが存在意義というところもありますので、そちらのほうに集約していくのかなと。これはまだわからないですけど、そういうふうに考えているところでございます。

市計画と区計画と活動計画のあり方についてですが、計画が多くの市民の様々な意見を吸い上げた中で作っているということがありますし、それは結果的に市がどこまでできるかというところを余り考慮しない形で、すべて網羅的に入れてしまったということがあります。区の計画の方は、そういった形で作っていたと。

今回、その区の計画については、公助部分の見直しをして、そういったものを除きましょうと。市の計画の中では、公助的に行うものという形で、各所管課と調整し、整理をしています。社協との関係を言えば、本庁と社協の本体で、各区役所と各区

の社協のレベルをある程度合わせた形で連携をしていくということを、これから少し出していきたいなとは思っているところです。まだこの第2期では、そこまで、収れんされていないというところはありますが、先ほど社協の会長さんもおっしゃっていましたが、第3期の、第2期を作っている最中に第3期の話をするのは、ちょっと気が相当早いと言われても仕方がないですけども、そういった経過の中で、方向としては、それぞれ区、市、本庁、区役所、社協という、その立場、有り様を明確にした形で作っていく必要が今後はあるだろうなというふうに思います。これは、やはり市民の方にとって地域福祉計画がわかりづらいのも、一つの要因なのだろうというふうに考えているところでございます。

個別の話は別として、先ほど、前段の話であったことについて、こちらの提案というか、そのあたりについて、御意見をいただければと思います。

○武井委員 基本的な考え方の説明は、それなりにある程度は理解できるのですが、その考え方を見ながら、具体的な今のテーマ、この千葉市の地域福祉計画の具体的な施策の中の内容を見ると、全くその今の説明とは合っていないような項目がちょこちょこ出てきてしまうので困るのですね。

何が問題かという、やはり市の計画と各区の地域福祉計画との整合性がとれていないのですね。そのところが非常に問題と、もう一つは、やはり社協の活動計画との整合性がとれていないのです。

具体的に例えばどういうことかというと、19ページのところの、例えば、一番初めのところを見ていただいても、①の丸の中の一番上の1番のところ、「行政と各区地域福祉計画推進協議会委員の協働により」と、何でこんなところで各区のものが市の計画の中に出てくるのですかと。ここのこのメンバーが、市の今の専門委員会の委員が行きますよというのならまだわかるけれども、区の推進協の委員が行きますよ、であれば、当然、区と調整しなければいけないでしょう。じゃあ、どういう調整をしたのですかと。区の計画にもそういう機能を持たせてやるなんて書いていませんよと。そういうのが非常に、区の方ももちろんそうですし、市の方へいけば、それから推進協の機能も、まだほかの後の方にも出てきているので、そこでも問題だと思うのですが、もう一つ、例えば26ページのところを見ていただきますと、①のところで、26ページのオのところでは、「社協の地区部会の活性化」というのがここに出てくるのですね。社協の地区部会の活性化が、何で市の計画のここの段階で出てくるのですかと。これは後の方の区の地域福祉計画を推進、支援するための項目の中に入ってくるのはまだ理解できますよ。それが、そうではなくて、市の計画のそうでない項目の中に何で入ってくるのですか。調整できていない証しみたいなものじゃないですかというふうにとれるのですね。それがまだやっぱり社協のほうもありますし、その辺の、これを作られながらやっていた方も少し頭の中で混乱されているのではないかと思うのですね。もう少し基本の考え方に沿って項目を分けていけば、非常にクリアになるのですけれど、そういう基本的な考え方の説明を聞いて、では、実際のこの市の計画を、地域福祉計画を見てみると、具体的にやる項目がまたばらばらになってしまうのは非常に困る話で、やっぱり整理しましょうよ。ここをもう少し整理してくれないと、このまま出るのは非常に問題だと思います。

○岡本委員 各項目の中で、現状における課題、ア、イ、ウとあります。どこでも構わないですけど、例えば社会福祉協議会、そこが担い手だというふうに考えるわけです。我々は、ここに書いてあることは悪いとかなんとかということではなくて、区計画を立てるときに重点項目を押さえて各区計画を作っていると思うのです。そうすると、市計画のほうでは、重点施策というのですか、重点項目というのはあるのか、ないのかということをおちょっと尋ねます。

○事務局(矢澤課長) 社協の地区部会の活性化等々の部分については、また、成果と活動というところに入れていただいておりますが、とにかく社協地区部会に担い手として頑張ってもらっていますし、これからもそのお力をいただくということがありまして、そこと連携をしていきたいということで、ここに入れてありますが、先ほどの社協の関係がございましたので、社協のところについては、きょう、会長さんもいらっしゃっておりますので、これから少しお時間をいただいて、記載については整理させていただきたいと考えます。

一つ目の重点項目ということですが、正直申しまして、その地域福祉計画の一つの要因として、それぞれの高齢とか、障害とか、いろんな施策をやっているものを、地域の課題と突合したときに、どういうメニューがある程度見えているかどうか、どういう施策があるかというところを多くの市民の方に知っていただくということも、その地域福祉計画の一つの要素だというふうに思っておりますので、どれが重要だということで、その施策の中の重要性というのはないものだという認識して、ただ、今回、第2期をつくる中で、これまで、区の計画がなかなか進まないというところのご意見等々がございましたので、計画のありようとしては、できるだけ市民の方に手にとりていただきたいということがありますので、コンパクトな形で、できるだけ本当に中学生の方にわかっていただきたいというところがあったのですが、ちょっと高校生か大学生ぐらいになってしまったのかもしれないかもしれませんが、できるだけわかりやすくしたいと考えています。最後に、記載させていただいております、区の計画の推進というところを重点的に取り組んでいるということで、個々の施策の中での重点というのは、ちょっと盛り込んでいないというところがございます。

○松園会長 一応17ページには、各区地域福祉計画推進（自助・共助）のために、特に住民の意識啓発・担い手づくり支援・環境整備に努めますと。それが市の方の重点項目でありまして、逆に、ここのメニュー、地域福祉の場合は漏れがないことというのも大変重要なことではないかと思うのですけれども、区や各地区において、シビアな 이슈が同じではないと思いますので、これだけ大きな市の中ですから、それに応じて、地区レベルでは、やはり重点はそこでニーズに応じて変えていかないと、意味がないのではないかと思います。

何か支援の対象とならないという言い方が、私は実は前から気になっていたのですが、すき間に落ちるとかね。逆に言うと、複合的になる、重なる人もたくさんいらっしゃるわけで、その重なりのあるものが、実際は個別、個人ではなく、地域で重なっていくということに、地域福祉計画の一番大事なポイントがあるのではないかと思いますし、実際に地域でやっという方にとっては、それを調整していくことというのが大変ご苦労なさっているのではないかと思います。御質問をどうぞ。

○原田(正)委員 1点は質問と、1点はちょっと思いというか、提案というか、意見になります。

1点目は、30ページで、一番上、地域福祉リーダーの養成というところに、「講座の充実など福祉活動推進員の活性化を図る」とは、ここは、修正が入ったところだと思うのですが、地域福祉リーダーというのは、イコール福祉活動推進員のことなのか。不勉強だったら申し訳ありませんけれど、福祉活動推進員というのは、それこそ、社協さんの中の何か位置づけと認識しておりますので、そういうことなのかどうかということですよ。

関連で言えば、28ページの真ん中辺に、イのところの「⑨担い手」の中で、「地域のリーダーやコーディネーター候補となる人を」と、ここではコーディネーターという言葉が残っておりますので、何かコーディネーターは消したというか、そういうこともあったかと思うのですが、ちょっと私、前回は発言させていただいたと思うのですが、そもそもコーディネーターとか、地域福祉リーダーとか、その位置づけとかみたいなのが、もしはっきりしているのだったら、ちょっと質問となってしまいましたけれども、地域福祉リーダー、イコール福祉活動推進員なのかというのが、まず、質問の1点目になります。

これは思いだけなので、32ページの取り組み⑩のところ、「各地域福祉計画推進のための支援」というのが、結構、新規の項目も多く出ているので、ここは区の推進協とかの思いを大分入れていただいたと思うので、そこは大変ありがたいと思うのですが、もっと細かいことになるのですけれども、⑩のアの二つ目、「区計画を推進するための、多方面からのサポート」、本当に多方面からサポートしていただけるのは非常にありがたいことだと思うのですけれども、何かその中で、「区推進協を活用して」ということとか、もちろん多分、これはたまたまこういう言葉になってしまったと思うのですけれども、行政と市社協が連携するのだったら、区推進協も一緒に連携させてよというような、ちょっと前半の部分の議論と関連すると思いますけれども、そういうあたりとか、もう1点は、区独自の支援策の検討とあるのですけれども、ここ、すみません、ここは検討で終わらせずに、ぜひ実施して、当然そうだと思うのですけれども、実施していただけるのですよねというぐらいですかね。

もう1点だけ、ちょっとこれも思いですが、15ページのところで、さっき、どなたかからか出たかもしれませんけれども、地域福祉計画、(4)の文章の一番下あたりです。「地域福祉計画と地域福祉活動計画はともに地域福祉の推進を目的として相互に補完し、十分な連携・協力を図るものとします。」と。ここに書かれているので、ここで書いている十分というのが、実際、さっきの90いくつかの取り組みの中に何か盛り込まれているのかどうかとか、実際、現在の第1期計画でも、たしか33ページだったと思うのですけれども、似たように連携を図るみたいなことは書かれていて、でも、やっぱりちょっとなかなかうまくいってないねというのががあるので、もう少し取り組みとして、この十分な連携というのを何か明確にできればいいのかなと思いました。すみません、長くなりました。

○松園会長 ありがとうございます。ほかにもたくさん御質問があったと。

○高山委員 障害者の高山です。22ページと23ページをちょっと開いて欲しいのですが、ア、イ、ウとあって、高齢者、障害者、こどもということになっているのですが、このイの障害者については、障害児と違いますか。キャンプとかそんなのに、我々、障害者が参加できるわけがないと。この年齢は障害児を対象にしたものだと思うのですが、いかがですか。

それと、23ページについては、障害者の社会参加ということなのですが、社会参加とは就労を意味しているのか、それとも、もう少し皆さんとの地域での交流、お仕事を離れた上での、ことぶき大学なんかは仲間づくりとか、そういうような交流というようなことを書いているのだけでも、そのほかのことは、ほとんどが就労についてのそのパソコン技術をどうのこうのとか、高齢者が就業するための技能の習得とかいうようなことで、母子家庭でもそうですよね。だから、そういうようなことで、その社会参加というのは就労を意味していることを書いているのか、ここで。もう少し、障害者ということがほとんど出てこないのですね。障害者に対するその取り組みというのは。この辺をもう少し何かで盛り込んでいただけることがないのかなということがちょっと疑問なのですが、その辺で、もしお答えができるようなことがあれば、よろしくお願いします。

○松藺会長 ちょっと御質問を先に全部取ってしまって良いですか。

○原田(正)委員 ちょっと確認したいのですけれども、この計画で新規と書いてあるのがありますね。新規以外のものは、基本的には従来通りやりますよという解釈でよろしいですか。

これ、中を見ると、推進するとか、促進するとか、大がかりに改善するのかなというような表現もあるので、基本的には、従来通りやりますよという認識でよろしいですか、新規以外は。

○松藺会長 内容が充実しているものもあると思いますが、ちょっとそれは後で答えさせていただきます。ほかに御質問を全部。

○飯野委員 提案ですけども、私どもの地区協議会は、定例会ではとても間に合いませんので、定例会以上に皆さんで、途中で集まっているんですよ。例えば、この福祉計画についても立派なものが出てきているのですけれども、基本は、これを活動するための基盤について、我々、皆さんと話をするのが一番じゃないかと思うのです。それで、その基盤の話をする機会が今まで余りないし、例えば社協のことについても、いろいろと問題点が多いと。こういう点から、この定例会以外に集まる機会を持ったらいかがかと思うのですが。

○松藺会長 ありがとうございます。これは提案ですので、ちょっと御質問がある方、先にどうぞ。

○田中委員 私も提案なのですけれども、地域福祉をやるには、社会福祉協議会と一緒にやらなければ、福祉課だけでは何もできないと思うのですね。それをわかっている

るのですが、市民というのは社会福祉協議会を役所と認識している人が多いんですよ。それをこの1ページの地域福祉計画についてというところで、社会福祉協議会というのは役所じゃないのだよというのを、もっとしっかりとみんなに知らせるようなことを書かないといけないのではないのでしょうか。もう本当にみんな、役所、それで、社会福祉協議会に行くと、役所から出向している人がいっぱいいるわけですよ。社会福祉協議会へ行ったら、ああ、この人もあそこにいた人だ、こっこの課にいた人だわとなっているから、みんな、社会福祉協議会というのは役所だと思っているということで、私は、この1の地域福祉とはというところで、社会福祉協議会は役所ではないのだよ。だけど、地域福祉をやるには社会福祉協議会でやっていかなければだめなのだよということを書かなければいけないのではないかなって思っているのですけれど。

○松園会長 何となく、ここで社会福祉協議会の方が苦笑いをしているのですけれど、御意見ですか。御質問がありましたら。

○津田委員 前半のところ、武委員の方からありましたように、この成果と課題の9ページのところのこの表の一番上のところで、地域住民や団体に、まだ、十分行き渡っていない。なぜだろうというのを武委員のところいろいろ検討をされていて、特にのおおの自治会になぜ伝わらないのだろうといったようなことで、これを、ただ市の福祉課だけの問題ではないだろうと、こういったような意見があったと。それで、こういったことを反映して、17ページの「特に住民の意識啓発・担い手づくり支援の環境整備に努めます。」と、こういう理念があるわけで、それを反映して、基本テーマの1の「情報提供・相談体制」と。そして、取組項目として中分類ということになって、①とか、②とか、こういったようなことがここに出ているわけですが、さらに、それは、19ページにそれのもうちょっと下の課題、施策として、「地域のさまざまな組織・団体への直接的なアプローチ」と書いてあるわけで、ここにそれを担当するのが地域福祉課と各区保健センターと書いてあるのですが、私は、自治会とか、老人会とかを管轄しているといえますか、それは地域振興課とか、高齢福祉課とかいったようなところが、こういった自治会の組織があるというのを全部つかんでいるわけですよ。ですから、そういったところとしっかり連携して、住民の末端まで浸透するような施策を市の方で考えて、それを実際に推進するのは区の推進協議会の方がやるのかもしれない、その辺の役割分担というのを明確にさせていただかないと、本当に浸透してこないのではないかというふうな気がいたします。よろしくお願いします。

○松園会長 いろいろな御意見がありました。市民自治推進課ができたことによって少しは変わっているのでしょうか。これは私のほうから市に聞きたいことですが。

先ほどの障害者の件と、新規でないものはそのままなのかということについては、一応お答えをお願いします。

○事務局(矢澤課長) 新規でないものはそのままということなのかどうかと、会長さんもおっしゃっていただきましたが、それぞれの施策の充実が十分かどうかは別として、充実をしていっているというふうにご考えております。ですので、これまでのもの

は淡々と進むと。そういうものももちろんありますが、それだけではないというふうに考えております。

障害の関係ですが、これはちょっと項目の立て方として、その高齢者と障害を持った方と子供とか、そういったカテゴリーをしているわけですので、中のほうの施策は、確かに子供さんのものになってしまうということではあるので、そのあたりについては調整をさせていただきたいというふうに考えます。

障害の就労支援のところなのですが、これは、現在、障害企画課のほうで行っている就労支援の施策を、そこに掲載させていただいておりますので、その範ちゅうでは就労支援の項目と重ねてしまっているということになっております。

前回、第7回の際に、策定に必要な視点、取り組みというところで、障害を持った方の支援というのが、なかなか区の計画の中では難しいと。公助的なその視点の中で進めていくことが必要なのではないかとということをございまして、障害者の支援ということについては、できるだけ盛り込みたいというふうには考えておりますが、そのあたりについて検討させていただきたいと思っております。

○田中委員 33ページの一番上なのですが、これは千葉市の福祉計画ですよ。この33ページの「ボランティアセンターの機能強化」というのは、これは福祉協議会の問題ではないかと思うのですが、それを千葉市の福祉計画の中へ入れて良いのでしょうか。これは分けて、もちろん市としてそうして欲しいというのであれば、福祉協議会の方へそれを指導するというのはわかるのです。これ、同じ枠の中へ入れて良いのでしょうか。

○松園会長 先ほどちょっと御説明があったようなのですが、これを消してしまうと、活動のあれが見えてこないの、どういうふうな形で書くかということは考えますが、市そのものではないということはあるような形にするということでおっしゃってましたので、それはちょっとお待ちください。

すみません、時間的に、まだ結構あるようですが、一応パブリックコメントのことに移るか、それとも、先ほど御提案がありましたように、まだもう1回、このような形で検討する会議を開かなければならないかということについては、市のほうはどのようにお考えでしょうか。

○事務局(矢澤課長) いろいろ皆様もお忙しい中だとは思いますが、市民説明会等々までには、物理的に不可能な状況にあらうと思っておりますが、いったん、市民説明会でいただいた御意見を集約して、この中に反映をさせていただいて、また委員さんの方に送らせていただくというふうに思います。その中で、余り御意見が多数あって、最終的なその計画を作る段階でまとまらない可能性がもしあるということであれば、こちらとして開催することは全くやぶさかではございませんので、そういったところを調整させていただいて、必要に応じて開催をしていきたいというふうに思いますが、その点について、もし、もうこの段階で決めてしまったほうが良いということであれば、それはそれで全く構いません。

○松園会長 もしくは、今、ちょっと社協と市と、委員長、副委員長と、区の推進協

の方々ぐらいのミニ会議、打ち合わせとか会議をやったらどうかと。

○事務局(矢澤課長) 社会福祉協議会とした打ち合わせを、ある程度詰めさせていただいた後に、委員長さん等々とお話しできる機会、全くそれはこちらとしてはありがたいというふうに思いますが。

○高梨副会長 ちょっと今、委員長さんおっしゃった意見と違うのですが、私、今、皆様方のおっしゃった意見、もっともなところもあります。そういうことで、委員長さんに、事務局と私も含めて一任という形をとらせてもらえないかと思うのですけれども。

○松菌会長 副会長からの御提案は、社協の計画と市の計画との調整はある程度できるので、この場の皆様の御議論を踏まえて、会長と副会長及び市のほうに、パブリックコメントに出す案として、一任していただけないだろうかという御提案なのですが、それでよろしいでしょうか。

○武井委員 区の地域福祉計画との調整は、だれが責任を持ってやるのですか。

○松菌会長 こちらでやることになります。

○武井委員 それができるなら良いですよ。

○松菌会長 必要であれば、その各区の推進協のほうと市と調整をしていただくことはできますか。

○事務局(矢澤課長) 意図がちょっと見えないところがあります。区の計画と市の計画との調整ということでしょうか、それとも、区の中でのお話。

○松菌会長 区計画と、今、これから作る市計画との間の調整はどのようにするのかということですね。

○事務局(矢澤課長) 当然、地域福祉課と、各区の方はそれぞれ高齢障害支援課さんがおられますので、そこを通じて調整をさせていただきたいというふうに思いますが。

○松菌会長 それは、だから、区計画については事務局のほうと調整をしていただくということで、よろしいでしょうか。

○岡本委員 個別にですか。

○高梨副会長 私の意見、副会長の意見ですけれども、区の地域福祉計画の中身を十分踏まえていただいて、それを支援するという市計画の大きな役割があるわけですから、それを事務局がどの程度、支援体制づくりをできるかということも、それは市の

事務局を信頼してお任せするということが、いかがでございましょうか。

市の方としての区計画の内容については、十分承知しておると思うのですね。それをどの程度支援できるのかどうか、それも事務局内部、他の課もございませうけれども、それを事務局のほうで十分精査をしていただいて、それを踏まえてこの市の計画への反映を、私どもと事務局の方でさせていただくと、こんなふうに思っておるのですけれども。

○松菌会長 市の職員の方々、すべて区の推進協、今、区計画の策定段階に皆さん行ってらっしゃいますので、それらの内容はわかっている、それを支援する計画として市計画を策定する、調整するということは、これは逆に言うと、今のこの流れでいきますと、市計画の仕事であるということになると思うのですけれど。

○武井委員 今月の末に市民説明会があるわけですがけれども、今、一番気にしているのは、区の計画そのものについては、私の個人的な考えとしては、それなりにかなり説明され、あるいは質問されているので、十分な検討ができていけるのかなというふうに感じるのですけれども、残念ながら、それが市の計画と一緒に出てきたときに、非常に不安になるのは、意見の中でも書いたのですけれども、やっぱり区の計画から公助部分というのを、今回、全部外したわけですね。外したことに対して、それがどこに入っているのかという関係のところを見ると、残念ながら、ほとんど入っていないで、それで、私としても、ぜひこれだけは入れてもらえないですかということを書いたら、各課に伝えますというのが今回の資料3に出ている回答なわけです。

その同じ質問が出て、同じことを言われる可能性が極めて高いのだけれども、それでは多分、そんなのおかしいのではないのかという話で、市民説明会の中でも理解していただくというより、何だか公助的要素であっても、それに対しての思いをいろいろ入れて作った項目が、みんな骨抜きにされてしまったのではないかとというところから見るのが一番困るわけで、そういうところから見ると、本当に調整できるのですかという話と、もっと直近の細かい話でいくと、さっき、ちょっと言いましたけれども、各区の地域福祉計画推進協議会で委員がこういうことをやりますというのが、各区のその地域福祉計画を推進するために書かれることならいいのだけれど、そうじゃないことで、市の計画でその頭にこういうふうに出てくると、それは、本来だったら、各区としっかり調整して、各区の地域福祉計画の中にも、もし必要だったら、推進協議会の委員はこういう役割をやるのですよという、本来、書かないと、おかしい話になってしまうわけです。そういうことができていないから気にしているの、それを委員長が責任を持ってやってくれるのだったら、委員長にお任せしますけれど。

○事務局(矢澤課長) 確かに、いくつか誤解を与えるところがございませうので、そういうところについては整理をさせていただいて、その各区の地域福祉推進協議会というの、唐突なところがございませうので、当然その上に書いてありますので、市役所と各区役所というのは、それはわかりやすいかどうかはありますが、本庁とその区が連携してというような形の記載とか、そういった形に工夫をさせていただきたいというふうに思います。

また、それぞれの区の委員長さんもいらっしゃいますので、今日は時間がなかなかございませうので、この点が齟齬があるのかというのがございませうたら、御提案をいた

できれば、こちらも検討させていただいて、それをもとに会長、副会長と協議をさせていただいて、ある程度の形を作っていくたいというふうに考えてございます。

○田中委員 今、武井さんのお話を伺って思ったのですけれども、本当に何かお願いすると、それはどこそこへ伝えますとおっしゃってくださいます。でも、その伝えませの後で、どうなりましたかといったその返事はないのですね。つまり、伝えただけで、それで良いのでしょうか。やっぱり伝えるということは、その結果、どうなったかということ報告させる義務があるし、それで、それをこちらにも伝えてくださる必要があるのではないかと私は思うのです。それをいつも思っていましたので、今、武井さんがおっしゃった中でそれを感じました。

○松菌会長 それは私もちょっと感じていることではあります。

○原田(雅)委員 各区の担当者が事務局にいるわけでしょう。だから、本来、十分それは打ち合わせして、相互にやっているわけでしょう。私はそういう認識でいるのだけれども、だから、もうちょっとその辺を、その人たちとよく話し合ってくださいよ。それで済む問題じゃないですか。

○松菌会長 それでは、よろしくをお願いします。

○原田(正)委員 ちょっとわからなかった点を1点、多分全体の意見交換の中で、飯野委員から、今、こういう場で検討して、何か別のいわゆる作業部会的なものを設けたらどうでしょうかという趣旨の御提案だったのですよね。それに対して、最初、座長さんが何かこんなふうな提案というのをされて、僕はちょっとそこがわからなかったのですけれども、それに対して、私は座長とは違うのですけれどもということで、副座長が何か提案されたという流れだったと思うので、ちょっと私、座長さんがどんな提案をされたのかがわからないまま、何か過ぎてしまったので。

○松菌会長 そういう会の検討をしますかというふうに言って、時間的に無理ではないかということで、第2案というか、そちらが生まれて、今日の日付から考えて、10月末日ですよ。それまでのパブリックコメントまでにちょっと時間的に、余りにも会合の時間がないので、どうしても修正しなければいけないなら、パブリックコメントの後でも計画は直せますから。

○原田(正)委員 それは当然、私が質問するのですけれども、飯野委員の御提案としては、パブリックコメントが。

○飯野委員 私が申しましたのは、この文章そのものではないのですよ。この文章は美しいことが書いてありますけれども、これを活動してやる場合の基盤ですね。この基盤がしっかりしていないので、その基盤について話をする、もっと話をする場が必要じゃないですか。皆さん、いろいろな人の代表がここにせっかくおるのですからね。

先ほど申しましたように、応答のない家に訪問したときにどうするのですか、そう

ということもありますし、それから、社協の問題ですが、社協の活動する基盤、例えば他の市やなんかでは、ちゃんと部会は事務所を持っていますよね。ところが、ここは事務所を持っていない。そういう場合に、例えば市の施設でしょうけども、公民館とかコミュニティセンターとか、そういうところに拠点を設けるとかそういういろいろな配慮が必要です。社協が大切だ、大切だと言いながら、拠点すらないのですよね。そういうような話とか、いろいろあると思うのです。それから社協のお金を集めることとか、そういう基盤になることの話をする場をもっと作ったらいかがですかということ。

○松園会長 わかりました。それでしたら、この計画との関係ではなく、そういう連携強化のための仕組みが必要なのではないかという御提案と受けとめさせていただきます。これは、もしかしたら、この中に盛り込まれている、この計画の中でもできることのように思いますので、これは今後の課題という形で受けとめてよろしいでしょうか。この場で、今の今月末までにやるということではなく、やる機会があった方がいいと、そういうことですね。

○飯野委員 例えば、先ほどの応答のない家というのは、もう今、起きていますよね。だから、これは、今、お返事いただく。これは昨年度末の会議のときに宿題として言っておりますので。

○松園会長 それは先ほど、ちょっと投げかけたのですが、今、時間がなかったの、ちょっとお答えがなかったようにも思いますが、すみません、ちょっとそれは、今、置かせてください。時間までにはお答えがいただけるように、なるべく早くお答えがいただけるようにします。

○飯野委員 あるいは、市長あてに質問状を出したほうがよければ、その方にします。

○松園会長 この今のここでの問題ではないと思いますけれども、緊急課題ではあると思いますので、この場でない形でちょっと議論をさせていただきたいと思います。私が請け負うわけではございませんが。

それで、時間的に、パブリックコメントのことについてお話を、もう大変申しわけないですが、進めさせていただきます。

この文言におきましては、先ほどの皆様からの御一任に従って、事務局と、会長、副会長で調整をした文書を作成するというので、よろしく願います。

○事務局(及川係長) それでは、まず、市民説明会について御説明させていただきます。

A4の右側に参考と書いている資料をお願いします。こちら、次第のサンプルなのですが、地域福祉計画の市民説明会(〇〇区)とございますが、6区、各区それぞれ行います。日時ですが、10月30日、31日、11月13日の3日間にわたりまして、それぞれ午前、午後、2区ずつ行います。

市民説明会の内容なのですが、2の左のところですが、こちらのほうで、まず市の地域福祉計画についてということで、こちら、まず、来られた市民の方が地域

福祉計画というのがよくわからないという可能性もありますので、まず、地域福祉計画とは何かということを中心に御説明させていただきます。その後、今回、現在、審議してございます市の計画の素案、そして、それぞれの区の、美浜でしたら美浜区の素案、中央でしたら中央の素案と、それぞれの区の素案について御説明させていただきます。その後、質疑応答を受けて、閉会という形になります。

配布資料ですけれども、地域福祉計画の概要につきましては、前回の分科会で用いました資料を使いたいと思います。

また、市と区のそれぞれの素案ですが、今回、お示ししましたように、市についてはかなりのページ数がございますので、A3版1枚ぐらいの概要がわかる資料を別途作成したいと思います。区のほうについても、今、同様の作業を進めております。

また、最後の⑥の意見用紙ですけれども、こちらにつきましては、説明の後に、大体2週間ぐらいに区切りまして、説明した市と区の素案について、それぞれ意見用紙により御意見をいただきたいというふうに考えてございます。

そして、市民説明会の周知ですが、今月の15日に市政だよりのほうに掲載いたしております。また、それに先立ちまして、2週間前の10月1日に市のホームページのほうに、開催の旨を掲載してございます。市民説明会の説明については、以上です。

○松園会長 この市民説明会の件について、御質問等ございますでしょうか。

○原田(正)委員 今、全部、議題の(1)(2)(3)が説明させていただきますという説明、お話だったので、これは市ないしは区の事務局から説明するというのでしょうか。全部の区でそういう進め方をするという決定ということでしょうか。

○事務局(及川係長) 市の方の説明につきましては、事務局の方で説明することをしております。また、区の方の説明なのですが、こちらは、現在、各推進協でそれぞれ御説明させていただいておりますけれども、まず、委員長さんで、というふうなお話をこちらのほうで投げかけさせていただいているのですが、区によっては事務局でやりますよとか、委員長でやりますよとか、それはそれぞれかなり違いがございますので、区の推進協ごとに、そちらの方はちょっと決めていただければというふうに思っております。以上です。

○武委員 今の御説明で、これは、ちょっとやっぱりどちらかはっきりしたほうが良いと思う。というのは、各委員長が話して、30分でこの話をするというのは、これはちょっと大変です、区の話です。ですから、この話はもう行政サイドが全部やるということをお決めになって、じゃあ、推進員は脇に控えていて、何かあったときに意見を述べるという形にさせていただきたいと思うのです。

○事務局(矢澤課長) まずは、委員長さんをお願いをしたいというのは、そこで区の計画を作るという段階で、行政が作るということではなくて、各推進協の中で御議論をいただいて、区民の方のその代表の方がつくっているということがございます。それを行政が説明するというよりは、地元というか、その区民と同じ目線の委員の方が説明するほうが、その地域福祉計画というものがより伝わるのではないかとということ

がございまして、委員長さんをお願いをしたいということで、こちらが御提案させていただいているところでございます。

実は、若葉区は、前回、私、推進協に出させていただいて、そのとき、そういった形で御提案をさせていただいて、委員長さんがやっていただけるという形で言うておられましたので。

○武委員 各区がそれぞれ自分で考えてやりなさいというお話はおかしいのではないかとやっている。だから、僕は、むしろ推進協が前面に出てやって欲しいという要請を出して欲しい。僕らも受けて立って、それについての説明をしたい。

○事務局(矢澤課長) これは若葉区に伺ったときには、そういう形で御提案をさせていただいて、御了解いただけただけというふうに理解をしているところでございますので、繰り返しになりますけど、やっぱり推進協の委員長さんが御自分の言葉でその地域福祉を語るということで、区民の方にとってもやはりわかりやすいとか、意識として、やっぱり同じ市民がやっていくんだということが伝わっていくと思いますので、ここはやっぱり委員長さんをお願いをしたいというふうに、こちらは考えております。以上です。

○松園会長 よろしいですか。では、その形でできると思います。

他に御質問がないようでしたらと、勝手にもうないことにしてしましますが、以上で、大変紛糾いたしまして申しわけございませんでしたが、予定の議事を終了いたしました。この後、まだたくさん市のほうでお仕事が残っておりますが、よろしく願いいたします。

本日は、皆様からいろいろな貴重な御意見を承り、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第2回千葉地域福祉専門分科会を閉会といたします。事務局にお返しいたします。

○事務局(時田補佐) ありがとうございました。事務局の方から何点か連絡です。本日の会議録の取り扱いですけれども、事務局が作成し、前回同様、いったんお送りさせていただきました、その後、委員長さんにご署名いただき、インターネットで公開することといたします。

次回の会議につきましては、具体的な日程が決まり次第、ご連絡させていただきます。

あと、本日の配布資料でございますが、資料、計画書、厚いファイルですが、そのまま置いていただければ、次回会議の際に再度、セットさせていただきます。

もう一点、「きぼーる専用駐車場」をご利用の方は、お帰りの際に受付を済ませた場所に駐車券をご用意させていただきますので、お帰りの際にお受け取りください。

本日は長時間にわたりありがとうございました。

以上

